平成２６年（フ）第５７８号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番３―101号
債務者　澤口　英晴
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７９号
札幌市豊平区平岸１条15丁目５番３―101号
債務者　澤口なつみ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５１号
札幌市豊平区平岸３条17丁目７番10号　平岸サンコーポラス301号
債務者　長谷川真澄（旧姓名大原眞澄）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５８号
札幌市西区西野３条２丁目２番19―602号
債務者　佐々木香織
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６４号
札幌市白石区菊水６条２丁目６番30―603号
債務者　佐藤　智子（旧姓福平・阿部）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９１号
札幌市中央区南19条西16丁目９番16号　ブリューテ伏見203号室、住民票上の住所北海道石狩市花川北１条５丁目57番地
債務者　高倉　聖子（旧姓大岩）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９９号
札幌市白石区菊水１条４丁目１番39号　グリーンヴィレッジ101号
債務者　富樫　恵美（旧姓寺山）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１９号
札幌市中央区南７条西13丁目３番25―307号
債務者　服部有一郎
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３４号
札幌市東区北39条東７丁目３番６号　コーポ津元Ｂ―203号
債務者　鈴木　洋子（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３８号
札幌市西区八軒２条西２丁目５番20号　マイる―む八軒202号
債務者　高橋　克朗
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５号
群馬県佐波郡玉村町大字板井38番地１　シャインズⅢ108
債務者　石山　麻弓
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７６号
群馬県伊勢崎市連取町1266番地
債務者　工藤　博章
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９１号
群馬県伊勢崎市堀下町1552番地　生形マンション101
債務者　増間　茂久
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３号
群馬県前橋市広瀬町２丁目32番地　ＨＥ―539号
債務者　新井　宣弘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０４号
群馬県吾妻郡草津町大字草津１番地１
債務者　山本美恵子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７号
群馬県前橋市総社町総社2029番地３
債務者　角田経太郎
1　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
群馬県高崎市吉井町南陽台３丁目24番地３
債務者　岡本　由美（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部